

輪島市監査公表第 43 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月17日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月29日（金） 市立輪島病院

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○近年、「少子高齢化」が一つのキーワードとなり、医療分野においても医療制度の改革の動きから患者負担の増額となることが予想される中、病院の体制（介護・福祉面）の在り方について、日々検討している様子が伺われた。今後においても、医師や看護師を供給するための人材育成に力を注ぎ、計画的な資本整備の更新を図り、質の高いサービスの提供及び健全な経営に向け努力されたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

#### （指摘事項）

##### ① 患者負担未収金について

今年度から、未収金の方に対し口座振替を実施され未収金解消に努力されているが、依然として未収金が発生している。今後とも未収金の縮小・発生防止に取り組んでいただきたい。